

令和3年12月20日

**審議事項**

森林病虫害等防除法における高度公益機能森林等の区域変更について

森林・林業局森林整備課

森林病虫害等防除法第7条の3及び同法第7条の5に基づき下記のとおり変更する。

**1 変更事項**

- (1) 高度公益機能森林及び被害拡大防止森林の区域変更  
(森林病虫害等防除法 第7条の5)
- (2) 特別防除を実施できる森林の区域変更  
(森林病虫害等防除法 第7条の3)

**2 変更方針**

- (1) 保全する松林を限定して予防と駆除により防除を徹底するため、松林を取り巻く状況の変化（松林の必要性等）を踏まえ区域の見直しを行う。
- (2) 地域の実情に応じて、地域住民や利害関係者などから幅広く意見を聞いた上で集約する。

**3 区域変更（案）**

単位：ha

区域	対策対象森林						特別防除実施区域		
	高度公益機能森林			被害拡大防止森林			変更前	変更後	増減
	変更前	変更後	増減	変更前	変更後	増減			
賀茂	3	3	0						
東部	122	122	0						
富士	55	55	0						
中部	20	19	▲1						
志太榛原	61	59	▲2						
中遠	331	315	▲16	83	58	▲25	315	299	▲16
西部計	256	237	▲19	235	215	▲20	261	261	0
海岸	179	160	▲19	132	112	▲20	69	69	0
森林公園	77	77	0	103	103	0	192	192	0
合計	848	810	▲38	318	273	▲45	576	560	▲16

- ・高度公益機能森林：防災機能が特に高く、将来にわたって保全すべき松林
- ・被害拡大防止森林：高度公益機能森林を守る緩衝帯（松以外に樹種転換する）
- ・特別防除実施区域：高度公益機能森林及び地区保全森林のうち、予防薬剤の空中散布を実施できる区域

#### 4 主な区域の増減理由

##### (1) 高度公益機能森林

- ・守るべき松林を限定するため、遠州灘海岸の完成した防潮堤の背面で樹種転換が可能な箇所を高度公益機能森林から被害拡大防止森林に移行するため、区域を変更する。(浜松市海岸地区ほか)

##### (2) 被害拡大防止森林

- ・樹種転換が終了した箇所の区域を変更する。(掛川市ほか)

##### (3) 特別防除（空中散布）実施区域

- ・高度公益機能森林の変更に伴い、区域を変更する。(掛川市ほか)

